

熊本県気候変動適応センター設置要綱

(目的)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、「熊本県気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 適応センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、本県における気候変動適応を推進するために必要な業務

(組織)

第3条 適応センターは、センター長及びセンター構成員をもって組織する。

- 2 センター長は、環境生活部環境局長をもって充てる。
- 3 センター構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(事務局)

第4条 適応センターの事務局は、環境生活部環境局環境立県推進課に置く。

- 2 事務局長は、環境立県推進課長をもって充てる。
- 3 事務局職員は、事務局長が指名する環境立県推進課職員をもって充てる。

(適応センター会議)

第5条 適応センター会議は、センター長が招集し、これを主宰する。

- 2 センター長が必要と認めるときは、センター構成員以外の者に出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、適応センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

知事公室	危機管理防災課長	
企画振興部	球磨川流域復興局政策監	
健康福祉部	健康危機管理課長	健康づくり推進課長
	保健環境科学研究所長	
商工労働部	商工政策課長	エネルギー政策課長
観光戦略部	観光企画課長	
農林水産部	農林水産政策課長	農業技術課長
	農業研究センター所長	農産園芸課長
	畜産課長	農村計画課長
	農地整備課長	森林整備課長
	林業研究・研修センター所長	林業振興課長
	森林保全課長	水産振興課長
	水産研究センター所長	漁港漁場整備課長
土木部	道路整備課長	都市計画課長
	下水環境課長	河川課長
	港湾課長	砂防課長
教育委員会	学校安全・安心推進課長	体育保健課長
警察本部	交通規制課長	警備第二課長
環境生活部	環境立県推進課長	環境保全課長
	自然保護課長	循環社会推進課長